

## 新潟市行政区画審議会の委員の公募に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市行政区画審議会の委員のうち、公募による委員（以下「公募委員」とい

う。）の選考の実施について、必要な事項を定める。

### (公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、3人以内とする。

2 応募者がいない場合、又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は欠員とする。

### (公募方法)

第3条 公募は、募集要項を庁内に掲示するとともにホームページや広報紙に掲載することにより行う。

### (応募資格)

第4条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 募集締切日現在で20歳以上の者
- (3) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (4) 本市の職員及び市議会議員でない者

### (応募方法)

第5条 応募者は、作文に住所、氏名、生年月日、性別、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を添えて応募するものとする。

### (選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、「新潟市行政区画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置する。

2 選考委員会の構成は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民協働課長

### (選考方法)

第7条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、選考委員の合議により行う。

### (その他)

第8条 その他必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年3月25日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は，平成２１年４月１日より施行する。

附 則

この要領は，平成２５年４月１日より施行する。